

## カジノ解禁推進法案再提出に抗議する声明

本日、いわゆるカジノ解禁推進法案が国会に再提出された。カジノ賭博合法化による種々の弊害が生じることが分かっているが、その具体的な対策を示すことなくカジノ賭博合法化という終着点のみを定めた従来の法案は、とりわけギャンブル依存に対して深刻な懸念を抱く市民の大きな反対の声により、昨年の臨時国会において解散に伴い廃案に追い込まれた。

再提出された法案は、日本人の入場を一部制限できることを付記したのみで、弊害対策の内容が明らかにされていないという点で、従来の法案と全く異ならない。本法案が再度提出されたことについては、その厚顔無恥ぶりに驚きを禁じえない。

カジノ賭博合法化を論ずるにあたっては、諸外国におけるカジノ賭博の実態の綿密な調査、分析、そして、生じることが確実な弊害に対する対策、その内容、効果の具体的な検討が、先行して行われるべきであり、その内容こそが議論の対象となるべきであるところ、法案ではこの点が全く無視されている。その意味で、本法案は、議論の対象にさえならない欠陥法案といわなければならない。

カジノ賭博合法化を推進する人たちがしばしばモデルとしてもはやシンガポールのカジノ賭博におけるギャンブル依存対策も極めて不十分である。自国民からの入場料徴収は過度なギャンブルを助長する結果をうみ、また、申告による入場制限措置も依存状態になった後の事後的な対策にすぎない。そして、この申告による入場制限措置を受ける者の数が、カジノ賭博場開設からわずか4年の間に20万人を超えており、こうした対策がギャンブル依存を抑止するための効果的な対策になりえていないことは明らかである。

また、カジノ事業は、国際的にも最もマネーロンダリングに利用されやすい業種のひとつとされており、それを抑止する効果的な手法が見出しがたいことは、国会での議論やカジノ賭博先進国であるマカオにおいてマネーロンダリングが横行していたという報道からも容易に理解しうるところである。

厚労省委託研究によれば、我が国には約536万人もの病的賭博を疑われる者が存在するとのことである。必要なことは、これらの実態を把握し、その原因を調査、分析し、これらの方々に対するケア、そして、予防のための対策を講じることである。これらのことは、カジノ賭博合法化とは無関係に速やかに取組まれるべきことであり、ギャンブル依存対策のために、カジノ賭博を合法化すべきであるという議論が、マッチ

ポンプであって不適切であることはいうまでもない。

私たちは、カジノ解禁推進法案の再提出に断固抗議する。そして、廃案に向けてあらゆる取組みを行なうことをあらためて宣言するものである。

2015（平成27）年4月28日

全国カジノ博場設置反対連絡協議会

代表幹事 新 里 宏 二